するのは大変危険です。補助を るようになります。素人が駆除 最大になり、刺傷被害が多発す 10月にかけては集団の個体数が 非常に増えます。特に9月から ため、スズメバチを駆除された 方に対して補助金を交付してい 猛暑の年はスズメバチの巣が

希望する方は、駆除終了後1カ 月以内に谷和原庁舎生活環境課 、申請してください。

〔賃借〕する個人の方で(事業 市内に土地・一般住宅を所有

害を防止し、生活の安全を図る 市では、スズメバチによる危 期限 とします。 ※100円未満の端数は切捨て 1(ただし、上限1万円) て市税などの滞納のない方。 バチを駆除した方。世帯も含め に依頼し、営巣しているスズメ 者は除く)、ハチ駆除専門業者 ■補助額 駆除に要した費用額の2分の

■申請先

駆除を実施した日から1カ月

申請に必要なもの 谷和原庁舎生活環境課

り)・印鑑・ハチの巣駆除前、 は補助対象外です ※アシナガバチ・ミツバチなど 者を紹介させていただきます。 除は直接行っておりません。業 ※市役所や消防署ではハチの駆 る際の口座番号のわかるもの。 駆除後の写真・補助金を受け取 業者からの領収書(日付入

の罰金または の併科(両方を合 わせて科すこと)」に処せられま

ただし、以下のような場合は、 政令で例外 とされています。

谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58-2111 (内線8136)

〜駆除費の一部補助について〜

谷和原庁舎生活環境課 2111 (内線8138

58 問

棄物の処理及び清掃に関する法律」 ダイオキシン類などによる人の健康や生活 への支障を防ぐため、小規模の廃棄物焼却炉や 野外での焼却行為が、原則禁止されています。 違反者には、「5年以下の懲役もしくは1,000

※右記の焼却には、ビニールやプラスチック類が混ざら

政 令	主な具体例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために 必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災そのほか災害の予防 応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害などの応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃 棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、 でとよる 卒塔婆の供養焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの として行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔(水のほとり)の草および 下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物 の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、たき火、キャンプファイ ヤー

悪臭が生じる場合は「悪臭防止法」で制限されますので、 法令違反のないよう、併せてご注意願います。 象となりますのでご注意ください。また、焼却に伴い、 ないように気をつけてください。また、野焼き禁止の例 苦情などのある場合は、改善命令や各種の行政指導の対 外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、